

令和2年度

事業計画

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

令和 2 年度事業計画

令和元年度における当協会の事業の推進にあたっては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案した事業計画に基づき

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車の安全適正利用の推進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点と定め、各事業を推進しました。

令和元年中の県内の交通事故の発生状況は

発生件数 3, 003 件 (前年比- 559 件 - 15.7%)

死者数 25 人 (前年比- 12 人 - 32.4%)

負傷者数 3, 789 人 (前年比- 791 人 - 17.3%)

であり、発生件数、死者数及び負傷者数ともに前年を大幅に下回り、死者数においては、島根県と同一の全国最小人数となりました。

「第 10 次山梨県交通安全計画」において、令和 2 年度までに交通事故発生件数 4, 400 件以下、交通事故死者 30 人以下という目標を設定しましたが、計画終了の 1 年前に達成することとなりました。

本年度も、昨年と同様、交通事故のない社会を目指して第 10 次山梨県交通安全計画のと通りの結果を出し、前年で終わらすことなく、この状況を根付かせなければなりません。

昨年の死亡事故を分析しますと、年齢別では、75 歳以上が 9 人、74 歳から 65 歳までが 3 人、59 歳から 50 歳までが 6 人、49 歳から 40 歳までが 3 人となっており、高齢者の割合が高くなっております。

死亡事故の様態を見ると、自動車を運転中が 10 人、自動車に同乗中が 4 人、歩行中が 5 人、二輪車事故が 4 人となっております。

さらに死亡事故の状況と年齢の関係は、自動車に乗車中の 75 歳以上の死者が 9 名と最多で、次に 75 歳以上の歩行中の死者が 4 人、50 歳代の自動二輪車の死者が 3 人となっております。

こうした状況を踏まえ、令和 2 年度の実業計画は、高齢者の自動車による事故防止と歩行中の事故防止、50 歳代のバイクライダーの安全運転を重点的に推進し、昨年以上の交通事故抑止を図ることとしました。

当協会としては、県警察をはじめとする関係機関の指導のもとに、交通関係団体及び県内各地区交通安全協会と緊密に連携し、事業重点を

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進

の6点として、積極的かつ効果的に推進し、さらなる交通事故減少を目指し、民間の交通安全活動推進団体の中核としての責任を果たすことといたします。

実施事業（公益事業）の部

第1 交通安全の普及・啓発活動事業

1 交通道德の普及と高揚

関係機関・団体と連携協力して、次に掲げる各種交通安全運動の実施と広報媒体の活用により、県民の交通安全意識の普及及び高揚を図り、安全な交通社会の実現を推進する。

- 春の全国交通安全運動 4月 6日(月)～4月15日(水)
※ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)
- 春の連休時における交通安全運動 4月29日(水)～5月 6日(水)
- 夏の交通事故防止県民運動 7月21日(火)～8月20日(木)
- 秋の全国交通安全運動 9月21日(月)～9月30日(水)
※ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)
- 年末の交通事故防止県民運動 12月1日(火)～12月31日(木)
- 高齢者の交通死亡事故防止運動 通 年
- 山梨県飲酒運転絶滅運動 通 年
- 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動
12月1日(火)～12月31日(木)
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底期間
通 年
- 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間
7月、8月(2月間)

- | | |
|---------------------------|--------|
| ○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日 | 毎月14日 |
| ○ 自転車安全適正利用推進運動 | 通年 |
| ○ 二輪車交通事故防止運動 | 通年 |
| ○ 交通安全一市町村一運動 | 通年 |
| ○ 交通安全推進県民大会 | 1月(予定) |

2 広報・啓発活動

各種交通安全対策をより効果的に実施し、山梨県交通安全協会の交通安全活動を広く知ってもらい、県民の交通安全意識を高めるために、広報・啓発活動を積極的に推進する。

(1) 広報媒体を使用する広報、啓発活動

ア 本年10月から「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、新たに、自転車安全適正利用推進運動が通年行われることから、条例で規定される「自転車に保険加入は義務」旨のテレビ広告を制作し、放送する。

イ ラジオ放送を活用し、道路交通等を利用する幅広い年齢層を対象に交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。

ウ 県民に各交通安全運動の周知を図るため、地元紙及び中央紙へ事故防止運動の広報を掲載する。

(2) 協会広報紙やインターネットによる広報、啓発活動

当協会の広報紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行(1回4万部)し、県下市町村の回覧板により全戸回覧し、交通安全意識の高揚を図る。

また、当協会のホームページやYouTubeに交通安全広報、交通安全活動等の情報を掲載して提供する。

(3) キャンペーン等での情報提供活動

交通事故防止及び交通安全思想の普及のため、各種の交通安全運動やキャンペーン等の機会に県警察、関係機関と積極的に連携して広く県民に交通安全情報を提供する。

(4) ポスター、資料等の作成、配布

ア 小学生を対象としたポスターコンクールを実施し、優秀な作品をもとにして、交通安全カレンダーを作成し、県下全ての小学校に配布するなどし、小学生に対し交通安全思想の普及・高揚を図る。

イ 交通マナーとルールを認識させ、併せて自転車事故の防止を図るため県下の小学校4年生に対し、全日本交通安全協会作成の「自転車安全教

室」（約5,000冊）を配布する。

(5) イベント等の場における広報、啓発活動

「県民の日」「トラックの日」等の大規模なイベントや祭典、「ヴァンフォーレ甲府」や「山梨クインビーズ」のホームゲーム、国際オープンテニス等、多くの県民が参加する場における広報を実施して、交通安全意識の徹底を図る。

3 交通安全キャンペーン、イベント等の実施

(1) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行支援

本年4月から施行予定の条例で自転車にも保険が義務化されることから、周知するための活動を推進する。

(2) 飲酒運転の根絶運動

悲惨な飲酒運転事故を根絶するため、ハンドルキーパー運動を重点にして、テレビ等のマスメディアを効果的に活用した広報活動を強力に推進する。また、各地区交通安全協会に働きかけ、飲食店に対して直接協力を呼びかけることを要請する。

(3) サポートカーの普及を推進

高齢運転者の交通事故防止のため、交通安全グラウンド・ゴルフ大会や高齢者交通安全教室において、自動車販売店と連携し、サポートカーや後付けの踏み間違い防止装置装着車の安全性を理解させ普及、促進を図る。

(4) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

ア 交通事故発生時における被害の防止・軽減のため、全席着用の推進を図る。

イ チャイルドシートの無償貸出事業を通じチャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

(5) 反射材の普及・啓発

夜間外出時における交通事故を防止するため、テレビ、ラジオやインターネットを活用した広報を実施するとともに、反射材効果体験テント等の資機材を有効活用し、各種イベントや街頭活動時に反射材の必要性、効果について周知徹底を図る。

(6) 交通事故多発時における街頭活動

交通事故多発時における、交通事故防止対策のため、県警、関係機関、団体及び各地区安協と連携し、県下全域において街頭キャンペーンを実施する。

(7) イベントを活用しての資料等の配布活動

県民の日等の各種イベント、街頭活動において、反射材及び交通安全資料を配布して、活用の促進を図る。

4 交通安全教育・訓練の推進

(1) 高齢者に対する教育・訓練

高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会、講習会の開催時に横断歩行トレーナー等を使った参加、体験、実践型の交通安全教育を推進する。

(2) 子供に対する教育・訓練

子供の交通事故は危険認知、ルール・マナーの認識の欠如が起因していることから、発達段階に応じ家庭やPTA等の団体等と連携して、体験型の教育・訓練を実施する。

(3) 自転車利用者に対する教育・訓練

自転車の利用者の違反による事故により多額の補償を求められるケースが散見されることから、小・中・高校生を対象に、自転車安全教室等を開催し、併せて自転車の点検整備を実施する。

(4) 二輪車に対する教育・訓練

ア 年間を通じて、県下の各高校に二輪車安全運転指導員等を派遣し、高校生を対象とした参加・実践型の教育・訓練を実施する。

イ 高校生を指導する教員に対し、集団での実技指導及び講習を実施し、教育者の技術の向上による高校生の事故防止を図る。

ウ 高校生の二輪車使用による交通事故防止を図るため、山梨県警・県教育委員会などと連携し、交通事故の現状・対策等の会議を開催する。

(5) 資器材を活用した教育・訓練

ア 高齢者のドライバーを対象として、踏み間違い防止装置装着車やサポートカーの体験を受けてもらい、その必要性を自覚させ、その普及に努める。

イ 自転車事故の防止を図るため、若者や小・中・高校生を対象に「自転車シミュレーター」の活用を図る。

ウ 交通安全DVD、酔っぱらい体験ゴーグル等の交通安全資器材の貸出を行い地域、団体及び学校での交通安全教育を支援する。

(6) その他教育・訓練

ア 企業、団体等で実施する交通安全講習会へ要請に基づいて講師を派遣し、交通安全教育を支援する。

イ 各自治体、団体、企業等と連携し、高齢者、運転者等対象ごとの運転適性検査を実施し、結果に基づく安全教育を推進する。

ウ 教育、訓練の効果を高めるため、二輪車安全運転指導員講習会を開催するとともに全日本交通安全協会が主催する審査会への参加及び中央研修所への指導員・講師を派遣して、その能力向上を図る。

5 交通安全のための支援事業の推進

(1) チャイルドシートの無償貸出

チャイルドシート着用の徹底を図るため、本協会、各支所で無償貸出する。

(2) 新入学児童に対する交通安全グッズの配布

地区交通安全協会を通じ、県下の全新入学児童に対し、交通安全グッズ・反射バッグを配布する。

(3) 高齢者運転者に対する運転経歴証明書発行助成

高齢者運転者の交通事故防止の一環として、県内65歳以上の高齢運転者が運転免許証を自主返納した際、発行される「運転経歴証明書」の交付手数料及び申請用写真を助成し、高齢者の事故防止を推進する。

(4) 老人クラブ連合会に対する反射材の配布

反射材と反射ベストを山梨県老人クラブ連合に贈呈し、高齢者に着用を促進し、反射材の普及に努める。

6 各種委員会の活動の活発化と指導の強化

(1) 地域交通安全活動推進委員に対する研修会等の開催

地域における交通安全活動のリーダーとして活動する「地域交通安全活動推進委員」に対し、活動の充実と的確な運営を図るための研修会等を開催する。

(2) 各種委員会の会議等の開催

二輪車、自転車事故防止のため関係機関、団体で構成している「山梨県二輪車安全運転推進委員会」、「山梨県自転車安全教育推進委員会」の会議等を開催し、委員会の活発化を図る。

7 交通安全のための各種大会の開催

年代ごとに特化して交通安全に対する意識高揚のために、次の大会を開催する。

なお、本年度から交通安全推進県民大会において、県知事からの交通関係表彰を行うこととした。

(1) 交通安全子供自転車山梨県大会 (7月4日)

- (2) 小学生交通安全ポスターコンクール
- (3) 中学生交通安全弁論大会 (10月の予定日)
- (4) 高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会 (11月27日)
- (5) 交通安全推進県民大会 (1月の予定)

8 交通安全功労者等の表彰

- (1) 交通栄誉章「緑十字金章、銀章、銅章」の表彰上申
- (2) 関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会会長連名表彰上申
- (3) 山梨県警察本部長、山梨県交通安全協会会長表彰
- (4) 地区交通安全協会女性部、支部表彰及び二輪車安全運転推進委員会指導員表彰

第2 交通安全関連団体支援事業

1 各地区交通安全協会への協力・支援

- (1) 交通安全活動の企画、立案、経理等委託事務の支援
- (2) 地区交通安全協会、女性部活動への助成
- (3) 地区交通安全協会の交通安全活動への資器材の貸与
- (4) 各警察署、地区交通安全協会や学校にポスター等の広報資料を配布

2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援

- (1) 視覚障害者の安全確保のため、全日本交通安全協会の支援を得て「視覚障害者用交通信号機付加装置」の設置
- (2) 各種団体等への交通安全活動
 - ア 山梨県安全運転管理者協議会が開催する「安全運転コンクール」
 - イ 高速道路交通安全協議会の活動
 - ウ 被害者支援センターやまなしの活動
 - エ 山梨県暴力追放運動推進センターの活動
 - オ 山梨県自転車軽自動車商協同組合の活動
 - カ 山梨県主催の「セーフティードライブ・チャレンジ123」への支援
 - キ 報道機関UTY、NNS、FMフジ、YBS等の交通安全キャンペーンの後援

第3 交通安全活動推進センター等の活動と事業

道路交通法第108条の31に基づき、「山梨県交通安全活動推進センター」として道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的に、次の活動を推

進する。

- 1 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動
- 2 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動
- 3 交通事故に関する相談に応じること。
- 4 運転適性指導
- 5 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
- 6 地域交通安全活動推進委員に対する研修
- 7 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務遂行を助けること。
- 8 道路使用許可申請に基づく道路又は交通の状況についての調査
- 9 パーキングチケット発給設備の管理

第4 その他支援事業

- 1 各地区交通安全協会会員が、交通安全活動中に死傷等した場合の傷害保険事業、交通災害見舞金制度の支援を行う。

- 2 会員への支援

- (1) 一般会員

免許取得時・更新時において当協会加入助成制度を導入し、一般会員の加入促進を図り、交通安全活動のより一層の活発化を推進するため、会員に対し次の支援を行う。

- ア 弁護士による交通事故無料法律相談
- イ 交通事故見舞金の交付
- ウ 運転免許証ケースの進呈
- エ 交通安全セーフティドライブマップの進呈
- オ Eメール会員への加入
- カ 経歴証明書の申請補助

- (2) 賛助会員

事業所、団体に対し、交通安全思想を浸透するために、賛助会員に加入促進し、次の支援を行う。

- ア 賛助会員に対して、年1回、交通安全講習の実施
- イ 全日交の機関紙と交通安全情報やまなしの配布
- ウ 交通安全DVDの優先貸出

- エ 山梨自動車学校の教習料の割引
- オ ホームページ、交通安全情報やまなしに会員名を掲載
- カ 優秀会員に対して、交通安全大会において表彰の実施

その他事業（収益事業）の部

第1 交通安全講習事業

1 各種講習に関する取り組み

- (1) 県公安委員会、県警察から委託を受けた免許関係等に関する以下の業務を実施する。

ア 運転免許更新時講習（優良、一般、違反、初回）

イ 停止処分者講習（短期、中期、長期、取消）

ウ 違反者講習

エ 高齢者講習

オ 初心運転者講習

カ 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護措置講習等）

キ 安全運転管理者講習

ク その他、新規運転免許取得者に対する講習

- (2) 県下の交通事故発生状況を調査・分析し、当協会で作成している「交通安全情報やまなし」を各種の講習に活用するとともに、併せて当該資料を県民、企業等に対する講習や研修にも活用する。

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

1 全車種の運転技能及び学科教習を実施する。

2 受託事業の実施

県公安委員会、県警察等から受託や指定を受けた、普通車、二輪車、応急救護措置、違反者（実車）、初心運転者講習及び仮運転免許に関する事務を適切に実施する。

3 各種コンクール等への協力

山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールへ協力し、教習コースの開放、教習車両の貸出及び技能指導を実施する。

4 県警察試験コースの適切な民間開放業務の推進

山梨自動車学校が管理等の委託を受けている県警察の試験コースは、土・日・祝日に民間へ開放されていることから山梨自動車学校では、開放の趣旨

と県民の利便を踏まえた適切な運営を推進する。

第3 運転免許関係事務事業

- 1 運転免許証更新通知業務
- 2 高齢者講習通知業務
- 3 運転免許証更新申請書複写等の業務
- 4 警察署運転免許窓口業務
- 5 免許写真撮影業務
- 6 免許証郵送業務

第4 その他収益事業

- 1 収入証紙の販売
- 2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売
- 3 切手販売、自動販売機の取り扱い
- 4 土地賃貸